

## 九社連老人福祉施設協議会 災害等見舞金要項

### (目的)

第1条 この制度は九州各県の本会会員施設が、天災地変その他、不測、不可避の災害による被害に対して災害見舞金を贈呈する。

### (見舞金)

第2条 この見舞金に不足を生じた場合は、本会会計から支出してあてる。

### (贈呈対象及び贈呈範囲)

第3条 この見舞金の贈呈、支出の対象及び範囲は、風災害・火災・地震・地すべり、その他の災害により300万円以上の被害が生じた場合に、一律10万円を贈呈する。

ただし、復興までに著しく時間を要する程甚大な被害を受けた場合については、本会会長が予算の範囲内で別途見舞金額を定めることができるものとする。

### (災害見舞金の申請)

第4条 各県老施協会長は、対象災害が生じた場合は、すみやかに被害状況を調査のうえ、本会会長に報告するとともに災害見舞金の申請をするものとする。

### (運営)

第5条 運営は、この要項に定めるほか、とくに必要がある場合はすみやかに会長において処理し、役員会に報告するものとする。

### (会計)

第6条 本会会計に災害見舞金の科目を設けて処理する。

#### 附 則

この要項は、平成5年9月10日から適用する。

#### 附 則

この要項は、平成16年12月14日に一部改正し適用する。

#### 附 則

この要項は、平成22年11月8日に一部改正し適用する。

#### 附 則

この要項は、平成24年7月9日に一部改正し適用する。

# 会員施設被害状況報告書

(九社連老人福祉施設協議会・災害見舞金要項使用)

年 月 日

県名 ( ) 担当者名 ( )

|                           |              |                   |  |
|---------------------------|--------------|-------------------|--|
| 施設名                       |              | 種別                |  |
| 施設住所                      | 〒<br>TEL FAX |                   |  |
| 災害の種類<br>内容・名称<br>(具体的名称) |              |                   |  |
| 被害の発生日時                   |              |                   |  |
| 被害額<br>(相当額)              |              | 人的被害<br>の有無       |  |
| 被害の状況                     |              |                   |  |
| 見舞金振込口座                   | 銀行名          |                   |  |
|                           | 支店名          |                   |  |
|                           | 口座           | 普通 ・ 当座 ・ その他 ( ) |  |
|                           | 口座番号         |                   |  |
|                           | ふりがな         |                   |  |
|                           | 口座名義         |                   |  |